



厚生労働省  
北海道労働局発表  
平成25年6月12日

担当

厚生労働省  
北海道労働局 総務部 企画室  
室長 井上 祐次  
補佐 高橋 秀充  
電話 (011) 709-2311  
(内線3577)

## 北海道労働局における

# 『平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況』

～個別労働紛争相談件数は増加、助言・指導件数微増、あっせん件数減少～

### 平成24年度の概要 ～

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1 総合労働相談件数    | 38,761件（前年度比1.2%減） |
| 2 個別労働紛争相談件数  | 7,441件（同4.7%増）     |
| 3 助言・指導申出受付件数 | 238件（同1.7%増）       |
| 4 あっせん申請受理件数  | 195件（同21.1%減）      |

(1) 平成24年度に、道内19か所に設置している総合労働相談コーナーをはじめとする北海道労働局全体に寄せられた相談件数は、前年度と比べて47件減少した。

その内、民事上の紛争である個別労働紛争に係る相談は、前年度と比べて333件増加し、その相談の総件数に占める割合は19.2%となっている。

(2) 個別労働紛争に係る相談の内訳は、『いじめ・嫌がらせ』が21.4%と最も多く、前年度に続き『解雇』（15.2%）を上回った。

(3) 助言・指導申出受付件数は前年度と比べて4件増加し、あっせん申請受理件数は前年度と比べて52件の減少となった。

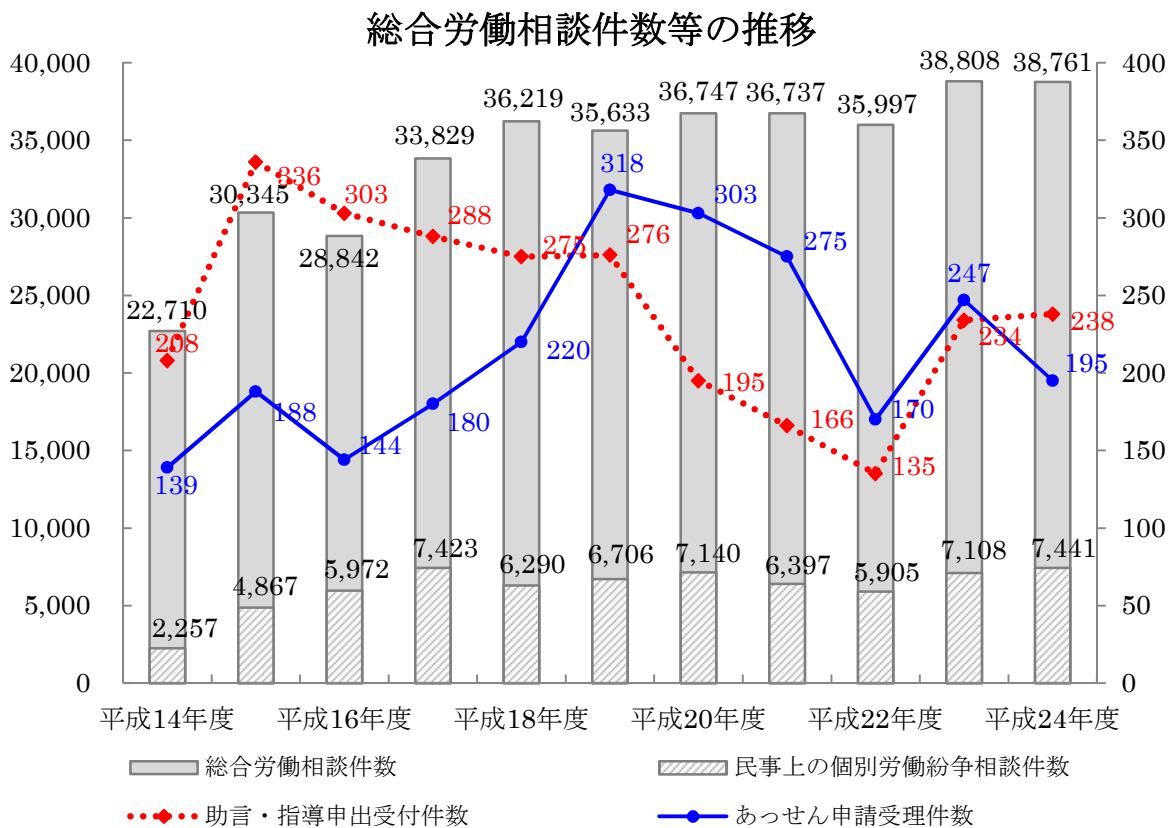
(4) 北海道労働局では、昨年度より『いじめ・嫌がらせ』等複雑・困難な事案に対応するため、困難事案担当の相談員を配置している。

※「個別労働紛争」とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争で、労働基準法違反等、法令に基づく行政指導等により解決を図るべき事案を除いた、いわゆる民事上の個別労働紛争のことをいう。

## 1 総合労働相談件数の推移と内容

(1) 総合労働相談コーナーをはじめとする北海道労働局全体に寄せられた総合労働相談件数は、平成18年度以降年間3万6千件前後で推移していたが、平成24年度は、過去最高となった平成23年度とほぼ同水準となった。

このうち、労働関係法令上の法令違反を伴わない、『いじめ・嫌がらせ』、『解雇』、『労働条件の引下げ』等いわゆる民事上の個別労働紛争に係る相談は7,441件(19.2%)で、平成23年度(7,108件、18.3%)に比べ、件数、相談の総件数に占める割合ともに増加した。

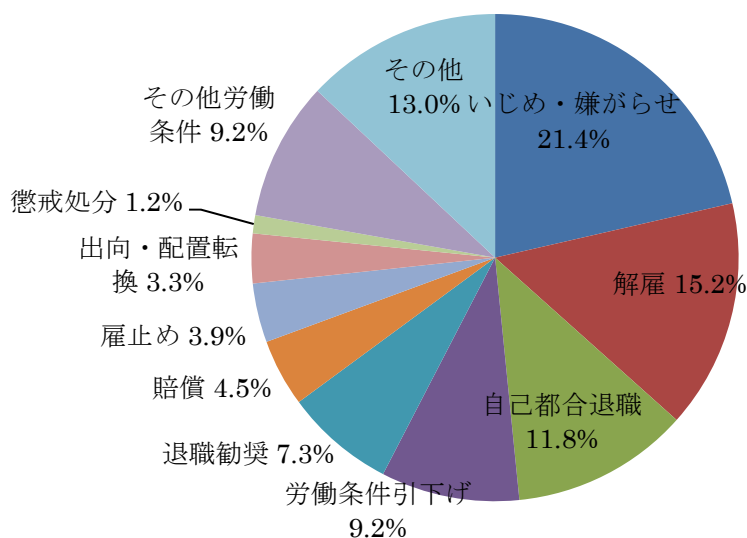


(※ 棒グラフ全体は総合労働相談件数を示し、民事上の個別労働紛争相談件数はその内数)

(2) 民事上の個別労働紛争に係る相談の内容は、『いじめ・嫌がらせ』に関するものが21.4%と最も多く、次いで『解雇』が15.2%、『自己都合退職』が11.8%、『労働条件引下げ』が9.2%、『退職勧奨』が7.3%と続いている。

また、『自己都合退職』が若干増加しているが、前年度と同様に紛争内容は多様化する傾向にある。

## 平成 24 年度 民事上の個別労働紛争相談の内訳



(3) 『いじめ・嫌がらせ』に関する相談が増加傾向にあり、平成 24 年度も昨年度に続き件数、相談の総件数に占める割合ともに『解雇』を上回った。

〔過去 5 年間における相談件数〕

|          | 民事上の個別労働紛争に係る相談 |               |               |             |
|----------|-----------------|---------------|---------------|-------------|
|          | 計               | 解雇            | いじめ・嫌がらせ      | 労働条件の引下げ    |
| 平成 24 年度 | 8,545           | 1,300 (15.2%) | 1,831 (21.4%) | 789 (9.2%)  |
| 平成 23 年度 | 8,623           | 1,436 (16.7%) | 1,463 (17.0%) | 872 (10.1%) |
| 平成 22 年度 | 6,436           | 1,447 (22.5%) | 1,162 (18.1%) | 723 (11.2%) |
| 平成 21 年度 | 6,789           | 1,846 (27.2%) | 1,102 (16.2%) | 973 (14.3%) |
| 平成 20 年度 | 7,739           | 2,493 (32.2%) | 1,190 (15.4%) | 926 (12.0%) |

※ 相談が複数の内容に及ぶことがあることから、当該相談件数は前出の「総合労働相談件数等の推移」上の件数とは異なる。

## 2 北海道労働局における助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

平成 24 年度の当該制度に係る助言・指導申出受付件数は 238 件、あっせん申請受理件数は 195 件であった。

### (1) 労働局長による助言・指導

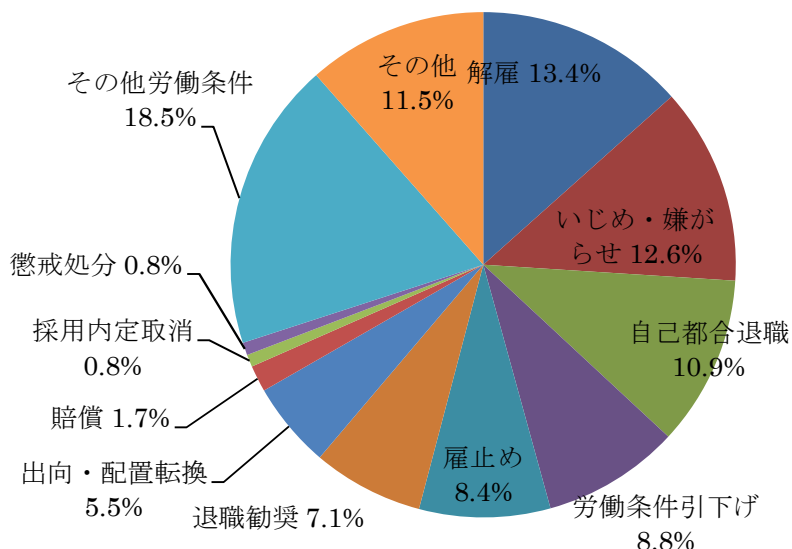
#### ① 申出件数と内容

助言・指導の申出件数は、平成 24 年度は 238 件と、前年度に比べて 4 件（前年度比 1.7%）の増加となった。

助言・指導の申出内容は、『解雇』 13.4%、『いじめ・嫌がらせ』 12.6%、『自己都

合退職』10.9%、『労働条件引下げ』8.8%、『雇止め』8.4%、『退職勧奨』7.1%などとなっている（助言・指導の実施事例は、別添3参照）。

### 平成24年度助言・指導申出内容



#### ② 解決等の状況

平成24年4月から平成25年3月末までの1年間の処理状況を見ると、助言・指導により解決したのは168件（70.6%）、解決しなかったのは70件（29.4%）となっている。

また、あっせんへ移行したものが19件ある。

処理に要した期間は、1か月以内が231件（97.1%）となっている。

#### ③ 申出人の状況

申出人は、申出を受けた238人（100%）が労働者からのものである。

就労状況は、正社員が45.8%と最も多く、次いでアルバイト・パート22.7%、期間契約社員21.8%、派遣労働者6.3%となっている。

事業場の規模は、10人以上50人未満が26.5%、50人以上100人未満が17.6%、10人未満が14.3%、となっている。

また、労働組合の無い事業場（不明事業場を含む）が91.6%を占めている。

### (2) 紛争調整委員会によるあっせん

#### ① 申請件数

あっせん申請件数は、平成19年度以降の減少傾向から、平成23年度は増加に転じたものの、平成24年度は、前年度に比べ52件（前年度比21.1%）減少した。

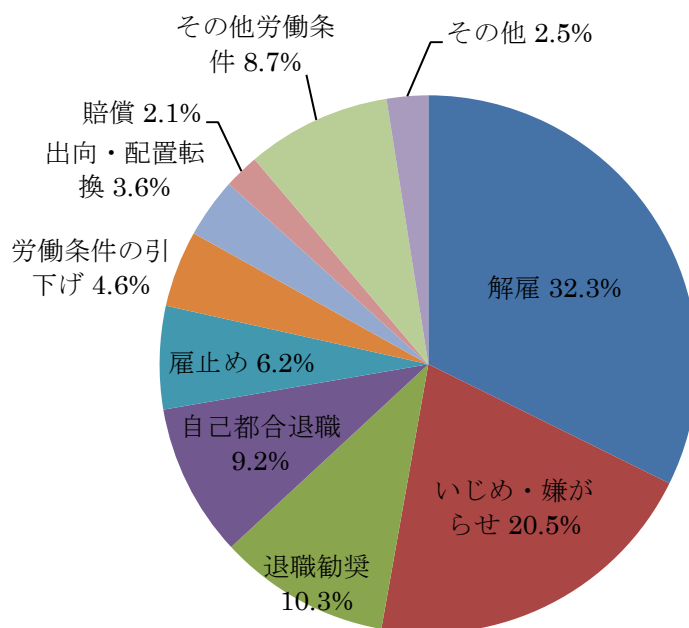
また、民事上の個別労働紛争に係る相談の内、あっせんが申請された割合は2.6%と、平成23年度の3.5%に比べて減少した。

#### ② 申請内容

あっせん申請の主な内容は、『解雇』に関するものが32.3%と最も多く、『いじめ・嫌がらせ』は20.5%と増加した。以下『退職勧奨』10.3%、『自己都合退職』9.2%、

『雇止め』が 6.2%、『労働条件の引下げ』4.6%と続いている（あっせんの事例は、別添 3 参照）。

平成 24 年度 あっせん申請内容の内訳



### ③ 解決等の状況

平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月末までの 1 年間に手続きを終了したものは 185 件であり、このうち合意が成立したものは 79 件（42.7%）、申請が取り下げられたものは 3 件（1.6%）、紛争当事者の一方が手続きに参加しない等の理由により、あっせんを打ち切ったものは 101 件（54.6%）となっている。また、被申請人が参加した場合の解決率は 70.6%となっている。

また、処理に要した期間は 1 か月以内が 48.1%、2 か月以内が 97.8%となっている。

〔過去 5 年間におけるあっせん処理状況の推移〕

|          | 処 理 状 況 |      |              |                     |
|----------|---------|------|--------------|---------------------|
|          | 処理件数    | 解決件数 | 解決率<br>(注 1) | 参加した場合の解決率<br>(注 2) |
| 平成 24 年度 | 185     | 79   | 42.7%        | 70.6%               |
| 平成 23 年度 | 243     | 84   | 34.6%        | 68.0%               |
| 平成 22 年度 | 174     | 73   | 42.0%        | 70.1%               |
| 平成 21 年度 | 288     | 75   | 26.0%        | 70.8%               |
| 平成 20 年度 | 299     | 91   | 30.4%        | 73.4%               |

(注 1) 処理件数総数に対する解決率を示す。

(注 2) あっせんへの参加は制度上任意となっており、被申請人が参加した場合の解決率を示す。

#### ④ 申請者の状況

申請人は、労働者が 192 人に対し、事業主申請は 2 件で、労使双方申請が 1 件となっている。

就労状況は、正社員が 42.6%と最も多く、次いでパート・アルバイト 28.2%、期間契約社員 22.1%、派遣労働者 1.0%となっている。

事業場の規模は、10 人未満が 26.2%と最も多く、次いで、10 人以上 50 人未満が 24.1%、100 人以上 300 人未満が 9.2%、50 人以上 100 人未満が 7.7%となっている。

また、労働組合の無い事業場（不明事業場を含む）は 96.9%を占めている。

### 3 困難事案担当相談員の配置

近年、『いじめ・嫌がらせ』に係る相談件数が増加するなど、事案が複雑化したことに対応するため、北海道労働局では、昨年度より困難事案担当の総合労働相談員 1 名を配置している。

同相談員は、『いじめ・嫌がらせ』や『パワハラ』問題等複雑・困難な事案を中心として対応している。

## 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

### 1 趣旨

企業の組織の再編や人事労務管理の個別化に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

### 2 概要

#### (1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じた時は、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

#### (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行なうものとする。

#### (3) 都道府県労働局長による助言および指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

#### (4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行なわせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

#### (5) 公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。また、当該施策として地方労働委員会が行なう場合には、中央労働委員会が、当該地方労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

## 個別労働紛争解決制度の運用状況について

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

|                                      |          |         |         |          |         |
|--------------------------------------|----------|---------|---------|----------|---------|
| <b>1. 総合労働相談に寄せられた相談の件数</b> 38,761 件 |          |         |         |          |         |
| 相談者の種類                               |          |         |         |          |         |
| 労働者                                  | 23,365 件 | 事業主     | 9,159 件 | その他      | 6,237 件 |
| <b>2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数</b> 7,441 件 |          |         |         |          |         |
| ① 相談者の種類                             |          |         |         |          |         |
| 労働者                                  | 5,695 件  | 事業主     | 760 件   | その他      | 986 件   |
| ② 紛争の内容(項目が複数にまたがる事案を重複計上)           |          |         |         |          |         |
| いじめ・嫌がらせ                             | 1,831 件  | 退職勧奨    | 625 件   | 懲戒処分     | 103 件   |
| 解雇                                   | 1,300 件  | 賠償      | 386 件   | その他の労働条件 | 788 件   |
| 労働条件の引下げ                             | 789 件    | 雇止め     | 331 件   | その他      | 1,108 件 |
| 自己都合退職                               | 1,006 件  | 出向・配置転換 | 278 件   |          |         |
| <b>3. 都道府県労働局長による助言・指導の状況</b>        |          |         |         |          |         |
| (1) 助言・指導の申出件数 238 件                 |          |         |         |          |         |
| 解雇                                   | 32 件     | 退職勧奨    | 17 件    | 採用内定取消   | 2 件     |
| 自己都合退職                               | 26 件     | 雇止め     | 20 件    | 懲戒処分     | 2 件     |
| いじめ・嫌がらせ                             | 30 件     | 出向・配置転換 | 13 件    | その他労働条件  | 44 件    |
| 労働条件の引下げ                             | 21 件     | 賠償      | 4 件     | その他      | 27 件    |
| (2) 助言・指導の手続きを終了した件数 234 件           |          |         |         |          |         |
| 解決                                   | 168 件    | 打切り     | 2 件     |          |         |
| 解決せず                                 | 68 件     | 取下げ     | 0 件     | その他      | 0 件     |
| <b>4. 紛争調整委員会によるあっせんの状況</b>          |          |         |         |          |         |
| (1) あっせんの申請件数 195 件                  |          |         |         |          |         |
| 解雇                                   | 63 件     | 退職勧奨    | 20 件    | 定年等      | 0 件     |
| 労働条件の引下げ                             | 9 件      | 雇止め     | 12 件    | その他労働条件  | 17 件    |
| いじめ・嫌がらせ                             | 40 件     | 賠償      | 4 件     | その他      | 5 件     |
| 自己都合退職                               | 18 件     | 出向・配置転換 | 7 件     |          |         |
| (2) あっせんを終了した件数 185 件 (前年度申請事案を含む)   |          |         |         |          |         |
| 合意の成立                                | 79 件     | 取下げ     | 3 件     |          |         |
| 打切り                                  | 101 件    | 不開始     | 2 件     | その他      | 0 件     |



## 平成 24 年度助言・指導及びあっせんの事例

## 【助言・指導の例】

| 事例1: 雇止めに係る助言・指導      |   |
|-----------------------|---|
| 事案の概要                 | <p>申出人は、卸売業の期間契約社員として 28 年間勤務していたが、突然、平成 24 年の契約を交わさない旨会社から通知があった。今まで、長年更新されてきたことから、納得がいかず、平成 23 年度と同様に契約の締結を求めることについて、労働局長の助言・指導を申し出た。</p>           |
| 助言・指導の内容・結果           | <p>被申出人に対して、雇止めに関する判例を示し、再度検討するよう促した。</p> <p>その結果、会社側から、申出人に、もう 1 年間雇用することを含む 3 つの選択肢を与えられることとなった。</p>  |
| 事例2: いじめ・嫌がらせに係る助言・指導 |   |
| 事案の概要                 | <p>申出人は、〇〇商事で事務員をしていたが、特定の同僚から長時間にわたり説教をされ、時には罵声を浴びせられることがあり、恐怖を感じるようになった。その結果、出勤することが苦痛となった。</p> <p>会社に、同僚の行為を止めさせるをことを求めることについて、労働局長の助言指導を申し出た。</p> |
| 助言・指導の内容・結果           | <p>被申出人に対して申出人の思いを伝え、話し合いによる自主的解決を促した。</p> <p>その結果、会社側との話し合いがもたれ、一定の改善が図られた。</p>  |

## 【あっせんの例】

| 事例1: 解雇に係るあっせん       |   |
|----------------------|---|
| 事案の概要                | <p>申請人は、病院事務員として勤務していたが、6 月 20 日に 6 月末日付の解雇を言い渡された。突然の解雇のため、生活のことが不安となり、賃金 3 ヶ月相当分の補償金の支払を求めたが、賃金 1 ヶ月分相当額しか支払われなかった。</p> <p>申請人としては今後の再就職も困難な状況にあることから、補償金〇〇万円の支払を求めてあっせん申請を行った。</p> |
| あっせんの結果              | <p>あっせん委員が双方の主張をまとめ、当事者間の調整を図ったところ、解決金〇〇万円を支払うことで合意した。</p>  |
| 事例2: いじめ・嫌がらせに係るあっせん |   |
| 事案の概要                | <p>申請人は、パート社員として勤務していたが、同僚より、暴言や無視等の仕打ちを受けるようになった。上司に相談するが、対応してくれなかった。その後、暴言、無視がさらにエスカレートし、精神的に限界となり、退職を余儀なくされた。</p> <p>申請人は、会社に対して補償金〇〇万円の支払を求めてあっせん申請を行った。</p>                      |
| あっせんの結果              | <p>あっせん委員が双方の主張をまとめ、当事者間の調整を図ったところ、解決金〇〇万円を支払うことで合意が成立した。</p>   |